

## 第 1 回検討会が出された主な意見

**1 個人事業者等の災害データ等について**

- 特別加入者の災害について、どのような作業を行っていた時に発生したのかなどの情報もあるとよい。
- 個人事業者の災害について、幅広い職種の事例や原因分析を共有して頂きたい。
- 個人事業者が実際にどのような労働環境で働いているのかという情報も必要。
- 労働者についての災害は、危険作業に従事しない設計や事務作業等の労働者も含めた発生率である一方、個人事業者等については危険作業に従事している者のみであるなど、統計の見方については注意が必要。

**2 個人事業者等の災害に関する現状・課題について**

- 製造現場には様々な立場の者がおり、安全衛生教育が不足している実態がある。
- 下請けに対する安全指導や業務指導について、どこまでの指導が許容されるのか（偽装請負との関係で）難しい面がある。
- 建設現場では、元請は労働者も個人事業者も分け隔てなく対応している。
- 住団連のアンケートによれば、労働者か一人親方かで災害の態様に差は認められなかった。
- 運送業は、個人事業者は基本的にいないが、白ナンバーの個人事業者は存在する。
- IT エンジニアに多い災害は、過重労働やメンタルヘルスである。
- 特別加入団体は災害防止の取組を行う立場にもあり、特別加入団体の協力を得て実態把握をしてはどうか。

**3 個人事業者等の災害を防止するための取組について****(1) 事業者による取組**

- 安衛法第 22 条に関する省令改正と同様の対応は、22 条以外についても個人事業者を保護対象に含めることについて議論すべき。
- 建設事業は、一つとして同じ現場は存在せず、全てが初めての現場で初めての人と仕事をするという状況。安全確保のためには、従事する者全てが取り組む必要があり、元請規制だけで解決するものではない。

## (2) 個人事業者等自身による取組

- 個人事業者自身による取り組みが行われるよう、しっかりとした情報伝達が重要。
- 不安全行動を防ぐ観点からも危険感受性を高める対策が必要。
- 安全衛生教育を受けていない者は現場に入れないといった仕組みも必要ではないか。
- 個人事業者に対する安全衛生教育について、強制力を持たせるなどの規制も必要ではないか。

## (3) 発注者等による取組

- 発注者による措置についてもしっかりと検討する必要がある。
- 陸運業の災害の多くは配送先の現場で発生しているが、下請けである運送業者は発注者である配送先の要求を拒めない状況にあるので、発注者側に対応を求める行政施策が必要。
- 陸運業は配送先の荷の積み卸し作業中の災害が多く、それを考慮した検討が必要。
- 建設業について、個人事業者ということに限定せず、適正工期の設定など発注者対策について議論すべき。
- 安衛法第3条の発注者による措置の対象を建設工事以外にも広げるべき。

## (4) その他

- 災害のリスクを生み出す者に管理責任を持たせることが考えられるのではないか。
- 労働者以外の者による遵守義務についても法律上手当てすべき。
- 家内労働法や中小企業組合法の仕組みが参考になるのではないか。
- 一人親方を取り出してというより、全ての者を対象に対策を考えるべき。

## 4 個人事業者等に対する支援について

- 安全衛生教育について、教育実施者に対する支援や教育を受ける個人事業者への費用補助などの支援が必要。
- 個人事業者自身による対策については支援が必要。

## 5 全般的な事項について

- 特別加入しない者への対応も検討が必要。
- 個人事業主や労働者の定義を再考しても良いのではないか。